２　第三十条の規定による改正前の売春防止法（以下この項において「旧売春防止法」という。）第五条の罪を犯した者に係る旧売春防止法第十六条の規定による刑の執行猶予の特例及び旧売春防止法第三章に規定する補導処分に関する事項については、なお従前の例による。

３　第一項の規定は、第三十条の規定による改正後の売春防止法第二十六条第二項において準用する新更生保護法第五十条第一項（第二号ハに係る部分に限る。）、第五十一条第二項（第七号に係る部分に限る。）及び第五十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定について準用する。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十五条　当分の間、第三十八条の規定による改正後の国際捜査共助等に関する法律第十九条第一項に規定する国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとする。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十六条　懲役、禁錮又は旧拘留に処する確定裁判及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書並びに懲役、禁錮又は旧拘留に処する裁判により終結した被告事件及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間に係る第四十条の規定による改正後の刑事確定訴訟記録法別表の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ無期拘禁刑に処する裁判と、有期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処する裁判と、旧拘留に処する裁判は拘留に処する裁判と、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ有期拘禁刑に当たる罪と、旧拘留に当たる罪は拘留に当たる罪とみなす。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十七条　懲役又は禁錮に処せられた者に対する退去強制に係る第四十一条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二条第一項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

（法務省設置法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十八条　当分の間、第四十四条の規定による改正後の法務省設置法（次項において「新設置法」という。）第九条第一項第一号に規定する拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者には、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため拘置される者を含むものとする。

２　当分の間、新設置法第十条第一項第一号に規定する少年院において拘禁刑の執行を受ける者には、旧少年法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十九条　当分の間、第四十五条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下この条において「新組織的犯罪処罰法」という。）第二条第二項第一号イ中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑」と、新組織的犯罪処罰法第三条第一項第一号中「刑法（明治四十年法律第四十五号）」とあるのは「刑法」と、新組織的犯罪処罰法別表第一第十号イ中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑若しくは懲役若しくは禁錮の刑」とする。

２　刑法等一部改正法等の施行前に計画をした犯罪を実行するための準備行為が刑法等一部改正法等の施行後に行われた場合における新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、その計画の時に無期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれ無期拘禁刑が定められている罪に当たる行為と、その計画の時に有期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

３　刑法等一部改正法等の施行前に懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為が行われた場合において、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的犯罪処罰法第七条第一項各号に掲げる行為が行われたときにおける同条の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為は、それぞれ拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

４　刑法等一部改正法等の施行前に犯した懲役又は禁錮の刑が定められている罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的犯罪処罰法第七条の二第一項に規定する行為が行われた場合における同条第一項及び第二項（いずれも第一項第一号及び第二号（別表第一第十号イに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪はそれぞれ無期拘禁刑が定められている罪と、有期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪とみなす。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四十六条の規定による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第十五条の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十一条　国際受刑者移送法第二条第九号の受入受刑者（以下この条において「受入受刑者」という。）であって、第五十二条の規定の施行前に仮釈放を許されて保護観察に付されているもの（第八項において「第二号施行前仮釈放者」という。）に係る同条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一条の規定の適用については、同条中「第五十条第一項、第五十一条」とあるのは「第五十条第一項（第二号ハに係る部分を除く。）、第五十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）」と、「から第五十八条まで」とあるのは「、第五十六条、第五十七条（第一項第四号に係る部分を除く。）、第五十八条」とする。

２　受入受刑者であって、この法律の施行前に国際受刑者移送法第十三条の命令がされたもの（以下この条において「旧受入受刑者」という。）に係る同法第二条第二号の共助刑の執行については、第五十三条の規定による改正後の国際受刑者移送法（以下この条において「新国際受刑者移送法」という。）第十六条の規定は適用せず、旧国際受刑者移送法第十六条の規定は、なお効力を有する。

３　旧受入受刑者に係る国際受刑者移送法第三十九条の適用については、同条第一項中「第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一条第八項の規定により適用される刑法第二十八条」とする。

４　旧受入受刑者であって、この法律の施行後に刑事施設に拘置されているものについては、裁判の執行により拘禁された既決の者とみなして、新刑法第九十七条若しくは第九十八条又は第百二条（第九十七条又は第九十八条の未遂罪に係る部分に限る。）の規定を適用する。